

目次

第1章	総則	1
第1節	はじめに.....	1
1	背景と目的.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	発災後に策定する計画の位置付け.....	2
第2節	方針・ポイント.....	3
1	新たな被害想定に基づく修正.....	3
2	多発する水害への対応.....	3
3	東京都災害廃棄物処理計画の遵守.....	3
第3節	基本的事項の整理.....	4
1	対象とする災害.....	4
2	対象とする災害廃棄物.....	4
3	処理の基本方針.....	7
4	各処理主体の役割.....	8
第2章	平常時（発災前）の対応	11
第1節	平常時（発災前）.....	11
1	計画等の策定・見直し.....	11
2	災害対策本部の体制.....	11
3	関係機関との連携.....	13
4	共同処理体制の整備.....	15
5	片付けごみ・避難所ごみ・損壊家屋解体廃棄物の処理対策.....	16
6	し尿の処理対策.....	17
7	処理困難物対策.....	18
8	仮置場候補地の選定.....	18
9	市民・ボランティアへの広報・啓発.....	21
10	研修・訓練.....	23
第3章	災害廃棄物対策（地震編）	24
第1節	地震による災害廃棄物対策.....	24
1	想定する地震.....	24
2	地震による災害廃棄物の特徴.....	24
3	地震による災害廃棄物量の推計.....	25
4	片付けごみの処理対策.....	27
5	避難所ごみの処理対策.....	28
6	し尿の処理対策.....	28

7	損壊家屋解体廃棄物の処理対策	29
8	タイムライン	30
第2節	初動期（発災直後～2週間程度）	33
1	庁内体制の整備	33
2	情報収集・情報共有	33
3	関係機関との連絡体制の整備・連携	34
4	共同処理体制の立ち上げ	34
5	記録	34
6	片付けごみ・避難所ごみの処理	35
7	し尿の処理	39
8	損壊家屋の解体廃棄物の処理	40
9	仮置場の設置・運営	41
10	処理困難物の処理	42
11	帰宅困難者対応	43
12	ボランティアとの連携	43
13	市民・ボランティアへの広報	43
14	受援体制の整備	45
15	予算の確保	46
第3節	応急対策期（発災後2週間～1年程度）	48
1	被災状況の集約	48
2	災害廃棄物量等の見直し	48
3	処理の進行管理	48
4	市民・ボランティアへの広報	50
5	集積所の返却	50
6	一次仮置場の運営	50
7	環境モニタリングの実施	51
8	災害廃棄物処理実行計画の策定	51
9	損壊家屋の解体・撤去	52
10	国庫補助金対応	54
11	貴重品・思い出の品の対応	55
第4節	災害復旧・復興期（発災後1年～3年程度）	57
1	被災状況の集約・情報共有	57
2	災害廃棄物量等の見直し	57
3	処理の進行管理	57
4	市民・ボランティアへの広報	58
5	一次仮置場の返却と二次仮置場の設置	58
6	損壊家屋の撤去・解体	58
7	環境モニタリングの実施	59

8	災害廃棄物処理実行計画の見直し	59
9	国庫補助金対応	59
第4章	災害廃棄物対策（水害編）	60
第1節	水害による災害廃棄物対策	60
1	想定する水害	60
2	水害による災害廃棄物の特徴	61
3	片付けごみの処理対策	61
4	避難所ごみの処理対策	62
5	し尿の処理対策	62
6	損壊家屋解体廃棄物の処理対策	63
7	タイムライン	64
第2節	発災直前（警報等発令時の対応）	67
1	庁内体制の整備	67
2	情報収集・情報共有	67
3	関係機関との連絡体制の整備・連携	67
4	共同処理体制の準備	67
5	片付けごみ・避難所ごみ	68
6	し尿処理	68
7	集積所・一次仮置場	68
8	市民・ボランティアへの広報	68
第3節	初動期（発災直後～2週間程度）	69
1	庁内体制の整備	69
2	情報収集・情報共有	69
3	関係機関との連絡体制の整備・連携	70
4	共同処理体制の立ち上げ	70
5	記録	70
6	片付けごみ・避難所ごみの処理	71
7	し尿の処理	73
8	損壊家屋の解体廃棄物の処理	75
9	仮置場の設置・運営	75
10	処理困難物の処理	77
11	帰宅困難者対応	78
12	ボランティアとの連携	78
13	市民・ボランティアへの広報	79
14	受援体制の整備	80
15	予算の確保	81
第4節	応急対策期（発災後2週間～1年程度）	83

第5節	災害復旧・復興期（発災後1年～3年程度）	83
-----	----------------------------	----